

タイトル	フランスにおける「黒人奴隷制廃止」の表象
著者	浜，忠雄；HAMA, Tadao
引用	北海学園大学人文論集(66)： 1-47
発行日	2019-03-31

フランスにおける「黒人奴隷制廃止」の表象

浜 忠 雄

はじめに

フランス革命の国民議会（国民公会）は1794年2月4日（共和暦2年ブリュヴィオズ〔雨月〕16日）に次の宣言を議決した。原文と翻訳を示す。

La Convention nationale déclare que l'esclavage des nègres, dans toutes les colonies, est aboli; en conséquence elle décrète que tous les hommes, sans distinction de couleur, domiciliés dans les colonies, sont citoyens français, et jouiront de tous les droits assurés par la constitution.

Elle renvoie au comité de salut public, pour lui faire incessamment un rapport sur les mesures à prendre pour assurer l'exécution du présent décret.¹

国民公会はすべての植民地における黒人奴隷制が廃止されることを宣言する。従って国民公会は、植民地に居住する人はすべて、肌の色の区別なしにフランスの市民であり、憲法が保障するすべての権利を享受するものであることを宣言する。

国民公会は、本法令の施行のために講じられるべき措置について、たえず公会に報告をなすよう、これを公安委員会に委託する²。

¹ *Archives Parlementaires de 1787 à 1860. Recueil complet des débats législatifs et politiques des Chambres françaises*, 1^{er} série (1787-1799), t. 84, p. 284.

² 河野健二編『資料フランス革命』（岩波書店、1989年）497頁。

植民地における黒人奴隷制の廃止宣言である。これによって、当時フランスが領有し黒人奴隷制をしていたすべての植民地——カリブ海のサン＝ドマング（現ハイチ共和国）、グアドループ、マルティニク（いずれも現在はフランスの海外県）、トバゴ（現在はトリニダード・トバゴ共和国の一部）、サント＝リュシー（現セント・ルシア）、南米ギアナ（現在はフランスの海外県）、インド洋のレユニオン島（現在はフランスの海外県）とフランス島（現モーリシャス共和国）——の合計約70万人の黒人は奴隷状態から解放されるはずであった。「はずであった」と含みのある書き方をした理由は後述するが、ともあれ、この宣言は、イギリスやスペイン、ポルトガル、オランダなど黒人奴隷制の植民地を持っていた他のヨーロッパ諸国、独立後も黒人奴隷制を温存していたアメリカ合衆国などに先駆けたもので、フランス革命の重要な事蹟の一つである。

だが、黒人奴隷制の廃止は7年3ヵ月余の短命だった。ナポレオンが1802年5月20日に黒人奴隷制を復活させ黒人奴隷貿易も再開したのである。先に「はずであった」という書き方をしたのは、このためである。

ナポレオンが1803年3月12日に國務院で行った説明を簡潔に示せば、こうなる——そもそも黒人は自由や人権を享受するに値しない。「ユマニテ」は「空想」であり「偽善」である。そんな「空想」から脱して現実的な路線へと転換しなければならない。それが「政治」というものである。

奴隷制の復活をクロード・リッブは「ナポレオンの犯罪」と断じ、イヴ・ブノは「フランス革命の事蹟の乱暴な取り消しはアンシャン・レジーム時代の野蛮な植民地主義への逆戻りであり、狂気である」とする³。

フランスが黒人奴隷制を最終的に廃止したのは第二共和政の時代、1848年4月27日のことであり、「すべてのフランス領植民地および所有地における奴隷制度は完全に廃止される。今後、身体的懲罰、非自由人の売買は禁止される」と宣言された。植民地毎の布告はマルティニク＝5月22日、

³ Claude Ribbe, *Le Crime de Napoléon*, Paris: La Découverte, 2005; Yves Benot, *La démence coloniale sous Napoléon*, Paris: La Découverte, 1992.

グアドループ＝5月27日、ギアナ＝6月10日、レユニオン＝12月20日であった。これによって総計248,560人の奴隷解放がなされたが、その数は1794年に比べて大幅に少ない。この間に植民地帝国から離脱した領土があったためだが、最大の要因は約40万人の奴隷人口を擁したサン＝ドマングが1804年1月1日に独立してハイチ共和国となったことである。

以下では、1794年の廃止宣言を第一次廃止宣言、1848年の廃止宣言を第二次廃止宣言と称する。

本稿では、フランス人が黒人奴隷制の廃止に関して描いた絵画を取り上げて、そこに表れる歴史認識を検討する。図1から図4は第一次廃止宣言、図5から図7は第二次廃止宣言に関するものである。後には細部まで観察するために拡大するが、あらかじめサイズを小さくして示しておく。



図1



図2



図3



図4



図5



図6



図7

- 図1 — 作者不詳『共和暦2年ブリュヴィオズ16日、国民公会が發布した奴隷制廃止のアレゴリー』（1794年）
図2 — ニコラ・A・モンシオ画『共和暦2年ブリュヴィオズ16日、国民公会が奴隷制廃止を宣言』（年次不詳）
図3 — 作者不詳『人間は平等である。差異を作るのは出自ではなく、徳だけである』（年次不詳）
図4 — 作者不詳『1794年の奴隷制廃止のアレゴリー』（年次不詳）

図 5 — ニコラ・ルイ・フランソワ・ゴス画『自由・平等・友愛、または奴隷解放』(1849 年)

図 6 — オーギュスト・フランソワ・ビアール画『奴隷制の廃止 (1848 年 4 月 27 日)』(1848~49 年)

図 7 — アルフォンス・ガロ画『1848 年 12 月 20 日、レユニオン島における奴隷制廃止のアレゴリー』(1849 年)

これらの作品は、いくつかの図の表題にも書かれているように、「アレゴリー」(寓意・比喩)である。アレゴリー (allégorie, allegory) は出来事や抽象的な事象を表現する技法である。奴隷制廃止という事象を写實的に描くことはできない。せいぜい廃止宣言を行った議会の情景を描くことであろう。奴隷制廃止がなされる所以やその意味を表現するのがアレゴリーである。そこには描き手の意識や思想が投影されている。そのため絵を読み解くことで作者と時代の思潮を知ることが可能になるのである。

本稿に関連するアレゴリーを一覧で示しておく。

フリジア帽	解放・自由	千切られた鎖	解放
大木	自由	トライアングル	平等
冠	神聖	組んだ手	友愛
乳房	養育・解放	束	国家の権威
鎧	権力	天秤	正義・裁判
星	知性	蜂の巣	労働
虹	友愛	青・白・赤	フランス共和国

本稿は本誌前号の拙論「『カイマン森の儀式』の表象 — ハイチ人の歴史意識」(『人文論集』65 号, 2018 年 8 月)と対をなす続編だが、主題が近接するため叙述が重複する部分がある。

1. 記念式典

最初は図 1 — 作者不詳『共和暦 2 年プリュヴィオズ 16 日、国民公会が發布した奴隷制廃止のアレゴリー』(1794 年)



表題がなければ黒人奴隷制の廃止を描いているとは即断できないが、アレゴリーの一覧を手掛かりに仔細に観察すると上に並べた5つ——「自由の女神」(マリアンヌ)、「解放・自由」を表すフリジア帽、「自由の木」,「平等」を表すトリアングル, 黒人男性が掲げる千切られた鎖——が見えることから理解可能となる⁴。

⁴ 当時のフランス人はこれらのアレゴリーを理解していたのだろうか。また

このように図の読み解きは容易ではないが、ロラン・デュボワは『市民の植民地——フランス領カリブにおける革命と奴隷解放, 1787～1804年』(2004年)で次の3点を指摘している⁵。

- ① 黒人奴隷制廃止宣言を最高存在とフランス国民とが支持していることが強調されている。
- ② 左下隅の人物は宣言を歓迎していないようだ。
- ③ 前面右手に描かれた兵士に注目したい。これは宣言が軍事的に重要であることを表現している。

デュボワは敷衍した説明をしていない。そこで、既得の知識を総動員して読み解きを試みる。

まず「最高存在」(l'Être Suprême, Supreme Being)について。「最高存在」は特定の宗教の「神」(God)ではなく世界の根源としての神である。「最高存在」は「理性」宗教ないし「理神論」的性格を持ち、人格的主宰者を想定しないが、「理性」は女性で象られる。

次頁の図は1794年6月8日にロベスピエールの主催でパリの中心部であるチュイルリー宮からシャン・ド・マルス(練兵場)に至る広場で挙行された「最高存在の祭典」を描いた(ピエール・アントワヌ・ドゥマシー画)ものである。

表題〈Allégorie de l'abolition de l'esclavage décrété par la Convention, le 16 pluviôse, An II〉が示されたとしても、これを読むことができた人は決して多くはなかったはずである。婚姻届に自署可能な場合に識字者と見なされるが、成人男性で半数、女性は4人に一人程度であったと推定されている。

⁵ Laurent Dubois, *A Colony of Citizens: Revolution & Slave Emancipation in the French Caribbean, 1787-1804*, Chapel Hill and London: University of North Carolina Press, 2004, p. 161.



「最高存在の祭典」



ヘラクレス像と
「自由の木」



マリアンヌ像と
「自由の木」

広場の中央に造られた人工の丘に「共和国」を象徴するヘラクレス（ギリシア神話に登場する男神で猛獣・怪物を退治する英雄）像を載せた円柱と「自由の木」が聳えている。群衆のなかには「自由の木」を背にした台座にマリアンヌ像も見える⁶。祭典は大勢の市民と国民公会議員が賛歌を合唱して革命を祝聖し「共和国」への忠誠を誓う厳粛な儀式であった。

デュボワが「黒人奴隷制廃止宣言を最高存在が支持している」と指摘するのは、図1の左上部に冠を掲げ翼を広げた男性のほか天使たちが描かれているためであろう。

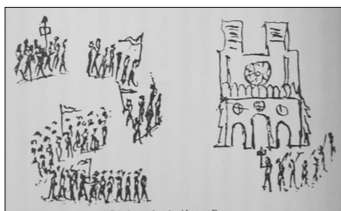
次に、デュボワの「黒人奴隷制廃止宣言をフランス国民が支持している」という指摘に関連して⁷。

黒人奴隷制廃止宣言から2週間後の1794年2月18日にパリのコミュニー

⁶ 革命前には国家の表徴は、国王の肖像あるいはブルボン王家の白百合をあしらった紋章が用いられていた。しかるに1792年8月10日に王権が停止され9月21日には共和政が宣言されたのに伴って、これを具象する新しい表徴の制定が必要とされた。9月25日の国民公会では「自由」の象徴であるフリジア帽を冠した女性がふさわしいとされ「マリアンヌ」の名を与えることが決定された。だが、ジャコバン独裁が始まる1793年中旬から男性（ヘラクレス）像への置き替えが始まった。詳しくは浜「ジロデ＝トリオゾンの作品における身体表象——レイシズム、ネイション、ジェンダー」（『北海学園大学 学園論集』155号、2013年3月）

⁷ 以下の叙述は浜『ハイチ革命とフランス革命』（北海道大学図書刊行会、1998年）と浜『カリブからの問い——ハイチ革命と近代世界』（岩波書店、2003年）から摘記したものである。

ン主催でノートルダム聖堂（かつてはカトリックの聖堂だったが、革命期の非キリスト教化によって「理性の殿堂」となり、1793年11月10日にオペラ形式で「理性の祭典」が催された）の広場で記念式典が挙行された。そのときの様子をセレストン・ギターールという名前のパリ市民が日記のなかで自筆のスケッチを添えて伝えている。



槍旗やプラカードを掲げた全セクション、各セクションの革命委員会、各クラブの代表のほか、婦人連、鼓手、市議員、公会の古参兵、擲弾兵などを従えた国民公会代表团、オペラ座の楽団員、パ

リ在住の黒人男女——そのなかには、この法令を受け取るためにサン＝ドマングから来た3人の黒人代表も入っていた——が、この行進に加わった。演説があり、頌歌やその類の曲が歌われた。大勢の人が集まった。私もそのなかにいたが、よく見ることができた⁸。

式典ではパリのコミュニューンの代表格であるショーメットが記念演説を行った。彼は冒頭で古典古代の歴史を長ながと述べ、ギリシアやローマの文明の衰退は結局のところ奴隷制に原因があるという教訓を引き出す。次いで奴隷貿易とカリブの奴隷制の残酷さとともにヨーロッパ人の貪欲さを語り、奴隷制の廃止を祝賀する言葉で結んだ。

同じ2月18日にはオクセル、ベルネイ、ボルドーなどでも記念式典が行われ、以後、約2ヵ月間に全国で20ヵ所に上った。なかには「自由の殉教者」「反狂信」「自由の木」などの祭典と兼ねて行うこともあった。

翻ってフランス革命前夜まで遡れば、黒人奴隷貿易や黒人奴隷制の廃止を求める世論が低調だったことが1789年3月から4月に行われた全国三部会議員選挙に際して各選挙区が作成した「陳情書」からも窺われる。

⁸ Raymond Aubert (éd.), *Journal d'un bourgeois de Paris sous la Révolution, 1791-1796*, Paris: J.-C. Lattès, 1974.河盛好蔵監訳『フランス革命下—市民の日記』（中央公論社、1980年）428頁。

ジャック・チボーの計算によれば、計 482 件の「陳情書」のうち、黒人奴隷貿易の廃止を求めるものが 22 件（第一身分〔僧族〕 8 件、第二身分〔貴族〕 2 件、第三身分〔平民〕 12 件）、黒人奴隷制の廃止を求めるものが 10 件（第一身分 4 件、第二身分 2 件、第三身分 4 件）であり、いずれも 5 パーセントにも満たなかったのである⁹。

このように 1789 年と 1794 年との間には落差があるが、この 5 年間のフランス国内の動向を大まかに辿る。

黒人奴隷制維持を主張する勢力の中核になったのは 1789 年 8 月 20 日に初回会合が持たれた「フランス植民者通信協会」（Société Correspondante des Colons Français）通称「マシャック・クラブ」（Club de l'Hôtel Massiac）である。彼らの主張はマルチニク選出の議員で奴隷所有者にして「植民地通」で知られたモロ・ドゥ・サン＝メリが 1791 年 5 月 7 日の国民議会でを行った次の演説で明快に示されている。

諸君の富、諸君の貿易を放棄するか、植民地には権利の宣言が適用されないのだということを明確に表明するしかないのだ。もし植民地を本国と同じ法の下に置くなら植民地はただちに無効となり、植民地との貿易を失うことになるだろう。そして、もし植民地がなくなるようなことにでもなれば、ヨーロッパにおける諸君の国是・通商・栄光・政治的地位の喪失を招くことになるだろう。しかし、もし諸君が権利の宣言の方をとるなら、植民地はなくなることであろう。

つまり、奴隷制なくして植民地はない、植民地を保持し続けたければ奴隷制を根幹とする従来の植民地制度に一切の変更を加えるべきではない、直截に言えば「植民地がなくなってもいいのか、なくしたくないのなら権利の宣言を捨てろ」ということである。このように「権利の宣言か植民地か」の二者択一論にたって「権利の宣言」の植民地への不適用を要求するのは、国民議会が 1789 年 8 月 26 日に『人権宣言』正確には『人と市民の

⁹ Jacques Thibau, *Le temps de Saint-Domingue. L'esclavage et le problème colonial*, Paris: Lattès, 1989.

権利宣言』を採択したのに加えて、次第に黒人奴隷制の存廃に関わる問題が議論されるようになったことへの警戒と植民地に関わる利害の危機意識に発している。デュボワが図1について「左下隅の人物は宣言を歓迎していないようだ」と指摘しているのはそのためであろう。

次に黒人奴隷制を批判する側の動向を年次を追って箇条書きで示す。

- ・黒人奴隷制を批判する側の中心になったのは「黒人の友の会」(Société des Amis des Noirs)である。「黒人の友の会」は、1787年に渡英して「奴隷貿易廃止協会」のウィリアム・ウィルバーフォース、トマス・クラークソン、グランヴィル・シャープらと接触し、その名誉会員となったブリッソ・ドゥ・ワルヴィルが1788年2月19日にパリに設立したものである。主な会員は会長のコンドルセのほかブリッソ、アベ・シエイエス、ラファイエット、ペティオン、アベ・グレゴワール、ラメト三兄弟(テオドール、シャルル、アレクサンドル)など総勢約100名である。



左のメダイオンは「黒人の友の会」のシンボルマークである。黒人を鎖に繋がれて跪き手を合わせ哀願するポーズで描き、その周囲には「私はあなたの同胞ではないのでしょうか」という意味のフランス語が書かれている。

これを見る限りでは、「黒人の友の会」は黒人奴隷制廃止論者たちの集まりであったかのような印象を受ける。たしかに、黒人奴隷貿易と黒人奴隷制の残酷・不法・非人道性を告発し、その廃止を唱えるのだが、黒人奴隷制の廃止を終始一貫して主張し続けたのではない。黒人奴隷貿易の廃止を要求し「有色自由人」の法的平等を支持するが、黒人奴隷解放のための具体的なプログラムを持たない。そして1791年秋には解散した。

- ・1792年12月6日、「フランス市民の側に立って権利の平等のために闘う有色人」から成る「アメリカ人部隊」(Légion des Américains)が設置された。翌年5月17日、「アメリカ人部隊」のメンバーは「フランス領植民地で奴隷状態に置かれている黒人たちのための訴え」を発表した。「訴

え」は、①奴隷制の即時廃止と奴隷主への無賠償、②新たに自由人となる元奴隷には全ての職業に就く権利と土地取得権を認め、プランテーションに留まる場合には賃金を支払う、③新自由人への教育の実施、などを盛り込むと同時に、自由と人権のための闘争でのフランス革命と植民地における革命との共同を提唱した。

- ・ 正確な年月日は不明だが、「奴隷制度に反対する男女両性の有色市民の会」(Société anti-esclavagiste des citoyens de couleur des deux sexes) がパリに設立され、各種のクラブやパリのコミューン、さらには国民公会に向けて奴隷制廃止を求めるキャンペーンを展開した。その際、植民地における革命のためのさまざまなシンボルを作る。たとえば、植民地における革命の旗としての三色旗。青は黒人、白は白人、赤は混血児を示すが、フランスの三色旗との混同を避けるために、槍を持ち「自由」「解放」を象徴するフリジア帽を被った人物像を描いたものである。また、「全面的自由」「植民地社会の破壊」「肌の色の平等」「フランス革命との同盟」「団結は力なり」「自由に生きるか、しからずば死を」「人間と有色市民の権利」などを標語や合言葉とした。
- ・ 1793年6月3日、それはジロンド派が逮捕された日の翌日にあたるが、今や実権を握ったジャコバン・クラブ(Club des Jacobins) 正式名称「憲法の友の会」(Société des Amis de la Constitution) はジャンヌ・オドという名の115歳の老女ら有色市民の代表団を迎えた。ジャコバン・クラブは奴隷制廃止の請願に応じて奴隷解放を誓約した。翌日の6月4日、同じ代表団は国民公会へと向い、5月17日の「訴え」と件の三色旗を差し出した。国民公会議長が三色旗を受け取りオドに友愛の接吻を与えると、議場は総立ちの拍手でこれに応えた。

2. 転機としてのハイチ革命

こうした動向のなかで黒人奴隷制をめぐる議論を左右する決定的な転機になったのは、1791年8月末にサン＝ドマングで起こった黒人奴隷の一斉

蜂起を発端とするハイチ革命(1791~1804年)の展開である。

植民地時代まで遡りつつ第一次廃止宣言に至るハイチ史を辿る¹⁰。

ハイチは1492年12月にコロンブスが到達した後にスペイン領となりイスパニョラ島と命名された。先住民のタイノ・アラワク人は16世紀中葉にはほぼ絶滅させられた。その後、1697年のライスワイク条約によって、現在のハイチにあたる島の西側3分の1がフランスに割譲されてサン＝ドマング(Saint-Domingue)と命名された。

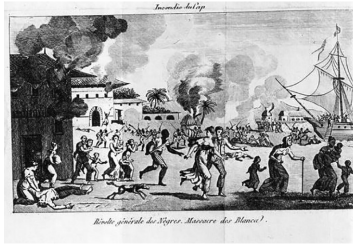
フランスは、ここに17、18世紀だけで80万人を超えるアフリカ人を強制連行して奴隷労働に従事させるとともに、もともと当地では非原生種だったサトウキビやコーヒーなどの栽培作物を導入した。こうして、人と作物が完全に入れ替わり、社会経済構造も黒人奴隷制度とプランテーションとモノカルチャーを三位一体とする新しい島ができあがった。18世紀後半には世界の砂糖消費量の40パーセント、コーヒー消費量の60パーセントを生産したサン＝ドマングは「カリブ海の真珠」と呼ばれて、対外貿易上のみならず外交・戦略上も枢要なる位置を占めることとなった。

プランテーション経済の未曾有の「発展」は苛酷な奴隷労働によって実現されたものだが、それは同時に黒人奴隷たちによるさまざまなレジスタンスを誘発した。だが多くは小規模かつ散発的なものにとどまっていた。

ところが、1791年に一大事件が勃発した。8月14日の「カイマン森の儀式」で一斉蜂起を誓い合った北部の黒人奴隷が、8月22日の夜以降、次から次へとプランテーションを脱出したのである。農園には火が放たれ、プランテーションの所有者や管理人の多くが殺害された。反乱はまたたく間に北部全体に広がり、「叛徒」の数も数万に膨れあがった。

ここで、8月22日に始まった奴隷蜂起の様子を伝える当時のフランス人が描いた図版を示す。

¹⁰ 詳しくは浜『カリブからの問い』12-14、187-189、196-198頁を参照されたい。



左は『サン＝ドマング、その革命の歴史』と題され、表紙には「植民地の喪失に至るまでにこの島で起こった分裂・騒乱・被害・殺戮・戦禍・荒廃・虐殺という身の毛もよだつ物語」との内容紹介が書かれた本の挿絵である。挿絵の上段には〈Incendie du Cap〉（ル・カップ〔ハイチ北部の主邑で現在のカパイシアン〕の炎上）、下段には〈Révolte générale des Nègres, Massacre des Blancs〉（黒人の一斉蜂起、白人の虐殺）というキャプションが書かれている。

右は同じく奴隷蜂起を伝える有名な図版で、筆者も拙著『カリブからの問い』のカバーに掲載したことがある。ただし、ジェレミー・D・ポプキンは「奴隷制擁護論者たちがプロパガンダのために用いたきわめて非写実的な版画である」と解説している¹¹。

「無差別殺戮」ではなかったことを示す史料もあるが、植民地当局の報告や、難を逃れて帰国したり亡命したフランス人植民者たちが周辺世界に伝えたのは、上に示し、また次頁に挙げた図版にも描かれるような「黒禍」だった。

¹¹ Jeremy D. Popkin, *A Concise History of the Haitian Revolution*, New York: Wiley-Blackwell, 2012, p. 39.



1791年8月といえば、本国フランスは革命の真っ只中である。フランス革命議会は「サン＝ドマングの騒擾」に有効な対処ができず、対応は終始、後手にまわる。加えて、ヨーロッパで始まった戦争がサン＝ドマングにも波及し、ジャマイカを拠点とするイギリス軍、イスパニョラ島の東部サント・ドミンゴ（現在のドミニカ共和国）を支配するスペイン軍がサン＝ドマングに侵攻する。しかも、植民地の統治と治安を担うはずの白人層にも分裂が生まれイギリス軍に加担する者も出てくる。

実情調査と「騒擾」収拾の任務を帯びた政府代表委員のレジェ・フェリシテ・ソントナクス、エティエンヌ・ポルヴレル、ジャン＝アントワヌ・エローの3名が一斉蜂起から約1年後の1792年9月中旬にサン＝ドマングに到着したが、彼らが直面したのは「植民地喪失の危機」であった。危機打開の活路としたのが黒人奴隷に武器を与えてフランス軍に編入してイギリス軍、スペイン軍と戦わせることであった。しかし、代償が必要である。それが奴隷解放であった。ポルヴレルが1793年8月27日に北東部で、ソントナクスが8月29日に南西部で、「奴隷状態にあるすべての黒人、混血児は自由であり、フランス市民たる権利を享受するものである」と宣言した。そして、それまで逡巡し続けていた革命議会（国民公会）は1794年2月4日に黒人奴隷制度の廃止を決議した。それは、ポルヴレルとソントナクスがサン＝ドマングで行った解放宣言を追認するとともに、奴隷制度の廃止をすべてのフランス領植民地に広げることを意味した。

以上が国民公会による第一次廃止宣言に至る経緯だが、これに関連してさらに付言する。

一つはロベスピエールの態度。1794年2月4日はロベスピエールが政

治の実権を掌握していた約1年2ヵ月間（1793年6月2日のジロンド派追放から1794年7月27日〔テルミドール9日〕のクーデタまで）のほぼ中間にあたるが、ロベスピエールは黒人奴隷制廃止宣言に賛成していなかった。これを裏付ける根拠を2点あげる。

第1は、ロベスピエールは黒人奴隷制廃止を宣言した当日の国民公会には欠席していたが、その後もひたすら「沈黙」していることである。それは「無言の賛成」ではない。逆である。なぜ反対を言明しなかったのか？ジャーナリストのシャルパンティエ・コシニーによれば「人気と信用の失墜を怖れた」からであった。

第2の裏付けは、黒人奴隷制廃止に賛同して決議案の提案者となったラクロワとダントンを告発して、1794年4月5日と6日に相次いで処刑したことである。「告発状」に書かれた彼らの「罪」は「植民地の喪失をもたらす法令を通過させた」ことにあった。「植民地の喪失をもたらす法令」とは黒人奴隷制廃止宣言にはかならない。

ロベスピエールが黒人奴隷制の廃止に反対でなかったことは「有色自由人」の法的平等が議論された1791年5月の議会における熱弁から見ても明かであり、「『奴隷』という忌むべき言葉」を発することを嫌悪しタブー視する「潔癖さ」を示したほどであった。では、なぜ黒人奴隷制廃止宣言に賛成しないのか？問題は廃止方式にある。ロベスピエールの終始一貫した主張は漸次的・段階的廃止である（ただし、彼はその具体的なプログラムを示していない）。即時・無条件の「全面解放」を拒否するのはなぜか？黒人奴隷制の即時・無条件廃止はフランス領植民地の崩壊＝喪失につながるという危惧であり、その根底には、フランスにとって植民地は必要・不可欠であるという認識があったのである。

もう一つの補足は黒人奴隷制とその廃止についてのキリスト教会の態度。端的に言えばカトリック教会は、プロテスタントも同じだが、世俗の権力と一緒に奴隷貿易と奴隷制度を推進した共犯者だった¹²。フラ

¹² この点では、西山俊彦『カトリック教会と奴隷貿易——現代資本主義の興隆

ンスは1685年に『アメリカ諸島の治安に関する黒人法典』略称『黒人法典』(Code Noir)を定めた。その目的は「アメリカ諸島にカトリックの宗規を維持し奴隷の身分を決定するため」(前文)である。モンテスキュー『法の精神』(1748年)が引用するラバ神父の言葉によれば、「ルイ13世は植民地の黒人を奴隷にする方法についてははなはだ心を痛めた。しかし、黒人を奴隷にすることが彼らを改宗させるための最も確実な道であると信じ込まされると、これに同意した¹³⁾」という。黒人奴隷制はカトリックの布教という大義名分によって正当化されたのである。僧侶の個々人は別として、カトリック教会は黒人奴隷制の廃止について公式に態度表明せず「沈黙」した。少なくとも、廃止宣言に賛成ではなかったとみて大過ない。

ちなみに、1992年2月に当時のローマ法王ヨハネ・パウロ2世が西アフリカ・セネガル沖のゴレ島を訪れた。ゴレ島は大西洋黒人奴隷貿易の一大基地となったところである。その奴隷要塞に立って、彼は「奴隷貿易に従事したキリスト教国家とキリスト教徒に神の許しを乞う」とカトリック教会として初めて公式に表明した¹⁴⁾。大西洋黒人奴隷貿易と黒人奴隷制が開始された16世紀中葉から起算して実に350年以上を経てのことである。

ここで、小括しておこう。

黒人奴隷制廃止宣言は『人権宣言』の存在なくしてはあり得なかったであろう。しかし『人権宣言』からの論理必然的な帰結として自動的になされたのではない。そもそも、『人権宣言』は女性、子ども、黒人、外国人に適用することを想定していない。黒人奴隷制問題に即していえば、一大転機となったのは1791年夏に始まるサン＝ドマングの黒人奴隷による解放運動の展開であった。もし黒人奴隷の蜂起がなかったなら廃止宣言はなかったと見てよい。加えて廃止宣言は純粹に「ユマニテ」の精神に発したのではない。サン＝ドマングがさして重要な植民地でなかったなら廃止宣

に関連して』(サンパウロ、2005年)が重要である。

¹³⁾ モンテスキュー『法の精神』(根岸国孝訳、河出書房新社、1969年)218頁。

¹⁴⁾ <http://www.peace-appeal.fr/peter.t.nishiyama.catholic.ne.jp/doreimondai>

言はなかったと見て大過ない。廃止宣言は、黒人奴隷蜂起による混乱に乗じてサン＝ドマングを奪取すべくスペインとイギリスが軍事侵攻してきたことによる植民地喪失の危機を打開するための、そして、対外貿易において死活的に重要な植民地だったサン＝ドマングを死守するという、軍事的かつ経済的動機による窮余の策だったのである¹⁵。「これは宣言が軍事的に重要であることを意味する」とのデュボワの指摘は間然するところがない。

そこで図2——ニコラ・A・モンシオ画『共和暦2年ブリュヴィオズ16日、国民公会が奴隷制廃止を宣言』（年次不詳）を示す。



筆者は『カリブからの問い』（2003年）で次のように書いた。

ニコラ・A・モンシオ画『共和暦2年ブリュヴィオズ16日、国民公会が奴隷制廃止を宣言』（年次不詳）はこの時の議会の様子を描いたもの

¹⁵ 筆者の理解に最も近いのは Carolyne E. Fick, “The French Revolution in Saint-Domingue: A Triumphant or a Failure?” in: David Barry Gaspar/David Patrick Geggus (ed.), *A Turbulent Time: The French Revolution and the Greater Caribbean*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1997, pp. 51-77.

である。議事録を読むだけでも感動と興奮に包まれた会議場の様子が十分に伝わってくるのだが、絵を見ると不思議と臨場感が増してくる。ただし、この種の「歴史画」を見るときには注意しなくてはならない。事実を忠実に描写しているかどうかの吟味が必要だからである。この絵には明らかな潤色がある。議事録には議長席に向って右隣に描かれている女性に関する記述がある。この女性はマリー・デュブレという名前の有色人で「いつも国民公会に傍聴に来ていた」人物だが、「喜びの余り失神してしまった」ために、着席を許すようにとの動議によりこの場所に着席したのである。だが、子供を含めてこんなにたくさんの黒人たちが議場にいたという記録はない。ともあれ、この決議によって、フランス領植民地の約70万人の黒人は奴隷状態から解放されることが約束されたはずであった¹⁶。

潤色があるとはいえ基本的には写実的な「歴史画」であると考えた。それは、国民公会の会議場となったチュイルリー宮内の広間で、演壇があり、議長と思しき人物やその横に座るマリー・デュブレらしき有色人女性が描かれていることなどから、そのように判断したのである。

だが今は、この絵もアレゴリーとみるべきだと考えるようになった。実際には会議場に居なかったはずの大勢の黒人を登場させることで、彼らこそが黒人奴隷制廃止の原動力となったということを表現しようとする作者の意図と歴史認識を読み取ることが可能である。図1に描かれている有色人は右端の男女一人ずつだけであり、ハイチの黒人奴隷たちが果たした役割が軽視されている。図2は図1の重要な欠落部分を補うものである。

3. 歴史の改竄

次は図3——作者不詳『人間は平等である。差異を作るのは出自ではなく、徳だけである』(年次不詳)

¹⁶ 浜『カリブからの問い』73-74頁。



この作品は米国スタンフォード大学図書館とフランス国立図書館（Bibliothèque nationale de France : BnF）の共同で作成された「フランス革命のデジタル・アーカイブ」（Archives Numériques de la Révolution Française : ANRF）から得られたもので、同じ作品は Wikipedia の〈abolition de l'esclavage〉（奴隷制の廃止）の項目にも掲載されている。

ANRF と Wikipedia のいずれにも〈Scène allégorique réalisée après le décret de suppression de l'esclavage aux colonies le 4 février 1794〉（1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令の後に製作された寓意的情景）というキャプションが書かれている。だが、このキャプションはいささか問題であり、事実の誤認ひいては歴史の改竄になるものである。以下で詳しく検討する。

表題の『人間は平等である。差異を作るのは出生ではなく、徳だけである』は次頁に拡大して示した下段中央にある文に依っている。

*Les Mortels Sont Égaux Ce N'est pas La Naissance
C'est La Seule Vertu qui fait La Différence*

〈Les mortels sont égaux, ce n'est pas la naissance,
c'est la seule vertu qui fait la différence.〉

下段左右の文を拡大し、併せて活字化して拙訳を示す。

*La raison Caractérisée par une femme Ayant Sur Latete Le feu Sacré
De L'amour De La patrie, met De niveau L'homme blanc et L'homme
De couleur Derrière Lui Est une Corne D'abondance un bananier
à Des Campagnes fertiles il S'appuye Sur Les Droits De L'homme Et
tient De L'autre Main Le Décret Du 15 Mai Concernant Les gens
De couleur La raison Est poussée par La Nature qui est Couronnée*

*De fruits ayant 14 Mammelles Elle Est Montée Sur un Outre De peau Du
quel sortent Le Démon De L'aristocratie L'égoïsme qui par son avarice
veut tout avoir L'injustice Le Démon De La Discorde ou De
L'insurrection prêt à traverser La mer qui fait Le fonds*

〈La raison caractérisée par une femme ayant sur la tête le feu sacré de l'amour de la patrie, met de niveau l'homme blanc et l'homme de couleur. Derrière lui est une corne d'abondance un bananier et des campagnes fertiles il s'appuye sur les Droits de l'homme et tient de l'autre main le Décret du 15 mai concernant les gens de couleur. La raison est poussée par la nature qui est couronnée de fruits ayant 14 mammelles. Elle est montée sur un outre de peau du quel sortent le démon de l'aristocratie, l'égoïsme qui par son avarice veut tout avoir l'injustice. Le démon de la discorde ou de l'insurrection prêt à traverser la mer qui fait le fonds.

頭に祖国愛の聖火を載せた女性で象られた理性が白人と有色人に水準器を当てている。たわわに房を付けたバナナの角笛と肥沃な田園を背にした有色人は左手に人権を、右手には有色人に関する5月15日の

法令を持っている。14の乳房の果実を付けた冠を被った自然が理性の背中を押している。自然は革袋の上に乗っている。その革袋からはアリストクラシーの墮天使と、吝嗇から不公正を持とうとするエゴイズムの墮天使が飛び出している。反目あるいは反乱の墮天使が蓄財を為す海に乗り出そうとしている。



文中に「人権」(Droits de l'homme) とある部分の画面を拡大すると(上の左の図) 第1条のみが書かれ、第2条以下は波線になっている。

Article 1^{er} — Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits. Les distinctions sociales ne peuvent être fondées que sur l'utilité commune.

第1条 — 人は自由かつ権利において平等なものとして生まれ生存する。社会的差別は共同の利益に基づくものでなければ設けられない。

この条文からして、「人権」とは1789年8月26日に採択された『人権宣言』正式名称『人と市民の権利宣言』(Déclaration des droits de l'homme et du citoyen) であることは明瞭である。

文中にある「有色人に関する5月15日の法令」(Décret du 15 mai concernant les gens de couleur) は波線が描かれるだけで条文は書かれていない(上の右の図)。だが、黒人奴隷制の歴史に即してみれば「1791年5月15日の法令」以外にはない。図3のキャプションは「1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令の後に製作された寓情的情景」と書いていたが、その「1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令」は画面のどこにも描かれていない。従って、図3は「1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令」を記念

するものではない。ミシェル・ブルジョワは「1791 年 5 月 15 日の法令を祝聖するもの¹⁷⁾」とし、また、デュボワは前掲書『市民の植民地』の表紙に図 3 をカラーで掲載し、本文中でもモノクロで再掲したうえで、これを 1791 年の作品としている。いずれも首肯しうる指摘である。

デュボワはさらに〈This is an allegory celebrating reason and nature, showing the equality of black and white. The black man holds the Rights of Man and the decree of may 15, 1791〉(これは黒人と白人の平等を示して、理性と自然とを讃えるアレゴリーである。黒人が人権宣言と 1791 年 5 月 15 日の法令を手を持っている)との解説を付けている¹⁸⁾。確かに、女性で象られた理性が掲げる水準器が描かれ、その上には平等を意味するトライアングルが光彩を放っている。だが、この解説には賛成できない。それは以下の理由からである。

1791 年 5 月 15 日の法令を翻訳で示せば次のとおりである。

国民議会は、自由人の父母より出生しない有色人 (*gens de couleur qui ne seraient pas nés de pères et mères libres*) の政治的身分については植民地の要請に基づいてのみ審議すること、また、自由人を父母として出生する有色人 (*gens de couleur qui seraient nés de pères et mères libres*) の政治的身分については、必要な条件を具えていれば、すべての小教区議会および植民地議会に参加できることを決議する¹⁹⁾。

法令中にある「必要な条件」とは、植民地議会への参加資格として示した前年 1790 年 3 月 28 日の通達第 4 条が定めたもので、「不動産所有者または不動産を所有せずとも 2 年以上植民地に居住し納税する満 25 歳以上のすべての人」のことである。

デュボワの解説に賛成できない一つの問題は、フランス語の〈homme

¹⁷⁾ Michel Bourgeois, *Haïti, mythe ou réalité. Deux cents ans d'indépendance 1804-2004*, Paris: L'Harmattan, 2014, pp. 64-65.

¹⁸⁾ Dubois, *op. cit.*, p. 103.

¹⁹⁾ *Archives Parlementaires*. t. 26, p. 97.

de couleur〉を英語の〈black man〉と同一視していることである。〈homme de couleur〉は、〈gen de couleur〉〈person de couleur〉も同じだが、「有色の人」つまり〈colored person〉のことであって、アフリカ系出自で言えば、百パーセントの「黒人」からさまざまな程度の「混血」にあてられる。そして重要なことは、フランス革命期には多くの場合、〈homme de couleur〉は特殊に「有色の自由人」のことを言い、より明瞭には〈homme de couleur libre〉あるいは〈gen de couleur libre〉〈person de couleur libre〉と表記される。英語の〈black〉にあたるフランス語の〈noir〉または〈nègre〉は、ほとんどもっぱら奴隷状態にある「黒人」に用いられ、何らかのかたちで自由となった「黒人」は〈noir libre〉（自由黒人）または〈noir afranchi〉（解放黒人）あるいは単に〈afranchi〉と表記される。〈nègre libre〉と表記されることもあるが、きわめて稀である。

「有色自由人」の多くは若干の土地と奴隷を所有して小規模ながら自立したプランテーションを経営した。彼らは革命前夜のサン＝ドマングの全体では「土地の10分の1と5万人の奴隷を所有している」とも「全奴隷の3分の1と全プランテーションの4分の1を所有している」とも言われる「有色の有産階級」だったのである²⁰。

デュボワの解説のもう一つの問題は、1791年5月15日の法令が、黒人奴隷と「有色自由人」との序列に加えて、「有色自由人」にも「自由人を父母として出生する有色人」と「自由人の父母より出生しない有色人」を区別する新たな階層序列をが設けているのを無視していることである。

1791年5月15日の法令が出される経緯を説明する。黒人奴隷制の存廃の問題とは別個の問題として「有色自由人」の権利問題が浮上した。「有色自由人」の法的平等の問題が特殊に持ち上がることとなった事情は、「有色自由人」たちが1790年1月30日国民議会に提出した「公開状」に明瞭に示されている。すなわち「公開状」は、「われわれ有色自由人は『黒人法典』および『人権宣言』に依って能動市民である旨を国民議会が表明すること」、

²⁰ 詳しくは、浜『ハイチ革命とフランス革命』42-43頁。

そして国民議会や植民地議会への代表権を要求するのである。しごく尤もな要求である。「有色自由人」の「自由」は『黒人法典』にうたわれているものであり、その『黒人法典』は現行法として維持されていたのである。1791年5月15日の法令はこの問題に一つの結論を下したのだが、「自由人を父母として出生する有色人」に限って「議会に参加することができる」としているが、『黒人法典』の出生上の身分規定や解放規定では、有色人が「自由」となるには両親ともに「自由」であることを必要としていなかったし、解放奴隷の場合にはその出生の如何は問われなかったから、5月15日の法令は『黒人法典』からも後退していることになる。

しかも、5月15日の法令は実施に移されることはなかった。法令が可決された翌16日、植民地から選出された代議員の全員が議会出席を拒否し、奴隷制擁護勢力が巻き返しを計り、法令のニュースが届くとサン＝ドマングの白人は猛然と反撥し、植民地の総督は法令の実施を棚上げにするよう要請した。そのため、法令の実施を委ねられた植民地委員会では、この法令の取り消しが問題になったにすぎなかったのである。そして9月24日、国民議会は5月15日法令の破棄を議決した。

「黒人と白人の平等を示して」いるとのデュボワの解説は、それが「1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令」について解説したものであれば問題はない。なぜなら、「1794年2月4日の植民地奴隷制廃止法令」は「植民地に居住する人はすべて、肌の色の区別なしにフランスの市民であり、憲法が保障するすべての権利を享受する」とうたっているからである。しかし、『人権宣言』や「1791年5月15日の法令」をもって「黒人と白人の平等を示して」いると解説するのは不適切であり、歴史の改竄になるのである。そして、図3にはデュボワに事実誤認を誘発する原因がある。文字史料と同様に絵画史料にも綿密な史料批判が必要である。

4. 「植民地共和国」への布石

図4 ― 作者不詳『1794年の奴隷制廃止のアレゴリー』（年次不詳）のアレゴリーはすこぶる明快である。



中央にマリアンヌ像，右上隅の「自由の木」，右下隅の千切られた鎖，左手に青・白・赤の三色旗，フランス兵の服装もジャケットが青，シャツとキュロットが白，ジャケットの襟と裾が赤の三色，というように念が入っている。これだけ揃えば，奴隷制の廃止を描いた絵であることは理解できよう。

注目したいのは，マリアンヌを指差すフランス兵と，中腰になって両手を広げる黒人とが対照的なポーズで描かれていることである。

次頁の『奴隷制廃止を記念する図を描いた煙草入れ』（作者，年次とも不詳）も見よう。



左後方で力なく佇むイギリス兵と、右端で鞭を手に腕組みをしながら忌々しげな表情で眺めている奴隷主を尻目に、フランス人が差し出す文書——そこには〈liberté〉(自由)〈abolition〉(廃止)という文字が書かれている——を跪いて押し戴くようにする黒人と混血児が描かれている。

第一次廃止宣言が明記しているように、奴隷解放とは「フランスの市民」になることであり、そうして初めて「憲法が保障するすべての権利を享受」できるのである。その「同化主義」が恩情主義的・父権主義的であることは、廃止決議に対するダントンの賛成演説で使われた「自由の恩恵を受け^る」「植民地に自由を送^り込^める」「新世界に自由を投^じる」(傍点は筆者)の文言からも窺われる。フランスこそが自由の担い手であり、黒人奴隷はその恩恵に与るのだという「上から目線」が露骨である。〈解放する者＝フランス人(あるいはフランス革命)、解放される者＝黒人奴隷〉という主客の関係が明快に示されている。

ジル・マンスロンによれば、1794年2月7日から7月27日(テルミドル〔熱月〕9日)までの約半年間で、「人と市民の権利の友の会」(Société des Amis des droits de l'homme et du citoyen)通称「コルドリエ・クラブ」(Le Club des cordeliers)から届けられた廃止宣言に対する祝詞と「代表派遣」は358件だったという。この数は「非キリスト教化と理性崇拜」に関する3718件、「最高存在」に関する1235件に比べると少ないが、重要な手掛かりである。いくつか挙げる。

- ・この宣言はあらゆる暴君に対する死亡宣告である。それは無数の英雄を生み出し、ユマニテのために闘っている者の情熱をかき立てずにはいないであろう。
- ・奴隷制を廃止したことで、砂糖やコーヒーはアンシアン・レジームの

時代よりもはるかに安価になることだろう。

- ・この宣言には二重の利点がある。数多の人間の権利を回復するという利点とともに、敵国イギリスやオランダ、スペインの貿易を麻痺させるという利点である。
- ・単一にして不可分なるフランス共和国の正真正銘の構成員となったアフリカ人は、我われと同じように自由を守る術を、そして自由のためとあらば死ぬことさえも辞さぬ覚悟を体得するだろう。
- ・カナダからアンティーユの島々、ティエラ・フィルメ、ブラジルからマジェラン海峡に至るまで、隈なく自由の大樹を植え、歓喜の唄を響かせ、暴君どもを一掃しに行こうではないか²¹。

純粋に「ユマニテ」の見地に発すると思われるものから、経済的な利害や政治的ないし外交・戦略的な観点を表明するもの、「自由の創始者＝守り手」という自画像から「革命の輸出」や「同化主義」あるいは「共和主義的植民地」を称揚することで「文化帝国主義」とでも言うべき響きを感じさせるものまで多様である。

ナポレオンによる奴隷制度復活 200 周年に当たる 2002 年 6 月に「ヨーロッパ植民地主義研究会」(Association pour l'étude de la colonisation européenne) が主催しユネスコが後援する国際シンポジウムがパリ第八大学で行なわれ、翌年にはシンポジウムの収録『フランス領植民地における奴隷制度の再建：1802 年』が刊行された。35 名による総合研究は、「フランス革命の理念との訣別」である奴隷制再建がハイチ独立の引き金となったことや、19 世紀における新たな植民地主義の起点となったことなどを解明している²²。

主要国による黒人奴隷制廃止年を早い順からまとめた次頁の表に見られ

²¹ Gilles Manceron, *Marianne et les colonies. Une introduction à l'histoire coloniale de la France*, Paris: La Découverte, 2003.

²² Yves Benot/Marcel Dorigny (éd), *Rétablissement de l'esclavage dans les colonies françaises: 1802*, Paris: Maisonneuve et Larose, 2003.

るように、第一次廃止宣言は先駆的だったが、第二次廃止宣言は19世紀初頭に相次いで独立した中南米諸国やイギリスの後になるのである。

国名	奴隷制 廃止年	独立年	旧宗主国など
フランス（第一次）	1794	(1802～48年奴隷制復活)	
チリ	1823	1818	スペイン
ボリビア	1826	1818	スペイン
メキシコ	1829	1821	スペイン
イギリス	1833	——	——
パラグアイ	1842	1811	スペイン
フランス（第二次）	1848	——	——
コロンビア	1851	1811	スペイン
アルゼンチン	1853	1816	スペイン
ヴェネズエラ	1854	1811	スペイン
ペルー	1855	1821	スペイン
アメリカ合衆国	1865	1778	イギリス
キューバ	1886	1902	スペイン
ブラジル	1888	1822	ポルトガル

第二次廃止宣言についてフランス人が描いた3葉の絵画を見る。

最初は図5 — ニコラ・ルイ・フランソワ・ゴス画『自由・平等・友愛, または奴隷解放』(1849年)。後で触れるウージェーヌ・ドラクロワの名画『民衆を導く「自由」』(1830年)も並べて示しておく。



マリアンヌが仲立ちになって黒人と白人が手を取りあい、白人女性は左手に平等を表すトライアングルを持っている。奴隷解放は「自由・平等・友愛」という60年前のフランス革命の理念に基づくものであり、マリアンヌは「自由」の象徴たるにとどまらず実践者である。その点で『民衆を導く「自由」』（傍点筆者）に描かれたマリアンヌと酷似する。また「自由・解放」を表すフリジア帽、チュニック風のドレス、乳房を露わにした姿も共通している。ドラクロワ画のマリアンヌが三色旗を手に行っているのに対して、ゴス画のマリアンヌは千切られた鎖を握っているという違いはあるが、どちらも「自由」を意味することでは変わらない。

次は図6 — オーギュスト・フランソワ・ビエール画『奴隷制の廃止（1848年4月27日）』（1848～49年）



第二次廃止宣言の布告を場所を特定せずに描いたものである。左後方には「自由の木」に見立てたバナナの木があり、宣言を布告するフランス人はシルクハットを持った左手で大きな三色旗を指し示している。黒人たちは跪いて歓喜し、立ち上がって抱き合う黒人の手には千切られた鎖が握られている。跪いた黒人女性が白人女性のドレスの縁飾りに口づけしている。注目したいのは、白人は全員が白を基調に正装しているのに対して、黒人は男性も女性もほとんど全員が上半身裸で肌を露わにしていることで

あり、白と黒のコントラストを際立たせている。後述するが、この絵は第二次廃止宣言から150周年にあたる1998年に大量に流布されることとなる。

最後は図7——アルフォンス・ガロ画『1848年12月20日、レユニオン島における奴隷制廃止のアレゴリー』（1849年）



インド洋上、マダガスカル島の東方に位置するレユニオンは沖縄県とほぼ同じ面積の小島である。フランスは1640年に領有を宣言し42年にはブルボンという当時の王朝名をあてた。その後、革命、ナポレオン体制、王政復古などの政体の変遷にともなって、島名がレユニオン、ボナパルト、ブルボンへと変転したが、1848年第二共和政の成立でレユニオンに復して今日に至る。

第一次廃止宣言の時点では、総人口約5万6千人のうち黒人奴隷は4万8千であった。だが、島を支配層である白人の強い反対で奴隷解放は実施できなかった。第二次廃止宣言は植民地のうち最後になる12月20日に布告されることとなった。

布告の任に当たったのは画面中央の黒い服の人物、政府から総督に任命されたジョゼフ・ナポレオン・セバスティアン・サルダ＝ガリガである。右肩から青・白・赤の三色の綬をかけ右手で布告文書を示している。バナ

ナの木を用いた「自由の木」、〈Liberté〉（自由）の刻印がある台座の袂に千切られた鎖があり、台座の上にはマリアンヌの胸像がある。これによってフランス共和国の名において奴隷解放を行うことを表しているのである。

サルダ＝ガリガの布告は棒読みすると数分だが、「友人たちよ。共和国の法令が実施される。あなたたちはみな自由で法の前で平等である」で始まり、次のように続く。要点を摘記する²³。

自由は義務を伴う。自由には秩序と労働が付きものなのだ／神のものは神に返そう。フランスの同胞と同じように家族を養うために立派な労働者になろう。それは、共和国があなたたちに求めていることなのだ／あなたたちは労働契約を結んでいる。今日から誠実に実行しようではないか／植民地は貧しいから収穫の後でなければ賃金を払うことができない。辛抱強く待つてほしい／植民地の繁栄のために共に働こう／これからは所有者と労働者は同じ家族だ。私を父と呼んでほしい。私はあなたたちを我が子として愛する／私の忠告を聞いてほしい／あなたたちを自由にしたフランス共和国にいつまでも感謝するように／神とフランスと労働——これが、あなたたちのスローガンとなるように／共和国万歳

画面でサルダ＝ガリガの左手が指差す右隅の機械は労働のシンボルであり、右奥の煙を吐く煙突と建物（おそらくサトウキビの精製工場）は労働の場を表現している。そして、前面左の母と子は労働者の家族とその将来を暗示しているのであろう。

図5～図7は、図4と同じように、あるいは一層鮮明に〈解放する者＝フランス人、解放される者＝黒人奴隷〉という関係を表現している。ひと言で言えば、奴隷解放はフランス共和国の恩寵なのだ、ということである。

第二次廃止宣言では奴隷所有者に対して損害賠償を行うことが規定された（第5条）。フレデリック・ボーボワによれば、紆余曲折を経た後に奴隷

²³ サルダ＝ガリガの宣言（Proclamation du 20 décembre 1848. Abolition de l'esclavage）は www.mi-aime-a-ou.com/histoire による。

状態から解放された248,560人について総額1億2千万フランを旧プランターに損害賠償すると決定された。奴隷一人当たりで平均すると483フランとなるが、その金額はイギリスのそれよりも高額だった²⁴。

奴隷制廃止と損害賠償が結びつくのは、所有権の不可侵性というフランス革命の原理に由来する。『人権宣言』第17条はこう規定している。「所有は侵すべからざる神聖な権利であるがゆえに、何びとも、適法的に確認された公の必要が明白に財産の収用を要求する場合で、しかも、正当かつ事前の補償を与えられるという条件のもとにおいてでなければ、所有を奪われることはありえない。」(傍点筆者)

実は、第一次廃止宣言の時にも賠償に関する議論が皆無だったのではない。だが結果は無賠償となった。先述したように、廃止宣言は「カリブ海の真珠」サン＝ドマングを死守するという切羽詰った動機による窮余の策であり、議論が熟さなかったからである。ところが、フランスは1825年にハイチを独立国家として承認する見返りに1億5千万フランの賠償金の支払いを課し、これを原資にサン＝ドマングの奴隷所有者に対して損害賠償を行った。これは、フランス革命から逃れて亡命し財産を没収されたいわゆる亡命貴族に対する損害賠償を定めた同じ1825年の「亡命貴族の10億フラン法」に対応するものだった。第一次廃止宣言の時点のサン＝ドマングの奴隷数は約40万人と推定されるから、1億5千万フランの総額を奴隷一人あたりで換算すると375フランとなる。1848年の賠償額はこれよりも多いことになる。

特記しなくてはならないのは、第二次廃止宣言の立役者だったヴィクトル・シュルシェールをはじめ、文豪ヴィクトル・ユゴー、哲学者で政治思想家のアレクシ・ドゥ・トクヴィル、社会主義者のルイ・ブランなど代表

²⁴ Frédérique Beauvois, *Indemniser les planteurs pour abolir l'esclavage? Entre économie, éthique et politique, une étude des débats parlementaires britannique et français (1788-1848) dans une perspective comparée*, Paris: Dalloz, 2013.

的な奴隷制廃止論者たちが熱心な植民地拡大主義者でもあったことである。

ボーヴォワは次の点も指摘している。旧プランターに対して支払われる損害賠償金が新たな植民地開発を遂行するための原資となると期待されたということである。

ハイチの独立によって第一期植民地帝国が崩壊した後のフランスは、アルジェリアに足場を築く 1830 年を始期として第二期植民地帝国の時代に入り、第二次廃止宣言以降に植民地拡大が本格化する。

ナポレオン 3 世の時代には、結果は失敗に終わるものの米国の南北戦争に乗じてメキシコの保護国化を企図した。またコーチシナを直轄植民地としカンボジアも保護国化し、後に獲得したトンキンとアンナンを加えてフランス領インドシナを形成、さらにラオス、中国南部の広州湾租借地もこれに加えられた。

植民地拡大の矛先はアフリカ北部、西部、中部にも向けられ、アフリカ横断政策は同時期のイギリスによるアフリカ縦断政策と衝突して、いわゆるファショダ事件を引き起こす。フランスが獲得したアフリカの植民地には現代のモーリタニア、セネガル、ギニア、マリ、コートジボワール、ニジェール、チャド、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、マダガスカル、ジブチが含まれる。

植民地帝国構築ための「正典」となったのが『人権宣言』であり、奴隷制廃止宣言だったが、これに、さらに「人種」主義が加わる。19 世紀後半期はアルテュール・ドゥ・ゴビノーの『諸人種の不平等に関する試論』（1853～1855 年）に代表される「人種」主義が蔓延の時代でもあった。〈「奴隷」イコール「黒人」〉という等式は、〈「奴隷」は「黒人」である〉と〈「黒人」は「奴隷」である〉の双方向で理解され、奴隷制度の「遺産」として刷り込まれていたが、人類学、民俗学、歴史学、地理学、社会学、心理学などの「学問」が総動員されて合理化された。「科学的レイシズム」あるいは「共和主義的レイシズム」である。フランス国民には「自由・平等・友愛」、植民地住民には「服従・ヒエラルキー・排除」というダブル・スタン

ダードによって、植民地であることと家父長的な関係が継続された。「人権」と植民地主義は矛盾・対立するとは考えられなかったのである²⁵。

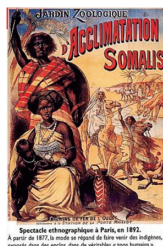
関連して「人間動物園」について言及しておきたい。「人間動物園」(Zoos humains) または「民族学的展示」(Expositions ethnographiques) とは、「野蛮」「未開」とされた「異郷」の民の生身の肉体や生態、習俗・文化が「展示」されたことを言う。いわば人間版の「サファリ・パーク」である。

すでにロンドンやミラノ、ニューヨークなどで先例が見られたが、フランスではパリ・ブローニュの森の「動物馴化園」(Jardin zoologique d'acclimatation) が1877年に「ヌビア人」(アラビア) をラクダやキリンと一緒に「展示」し、「イヌイット」(いわゆる「エスキモー」) の「展示館」も開設したのが最初である。その後も「ガウチョ」(南米)、「ラップ」(北欧)、「シンハラ」(スリランカ)、「アシャンティ」(ガーナ)、「ハリビ」(スリナム)、「ソマリア」(東アフリカ)、「アメリカ・インディアン」などが好奇の眼に晒された。フランスの「長い伝統」となった「人間動物園」は1931年にパリで開催された「国際植民地博覧会」でピークに達し、多数の「観客」が訪れた²⁶。

「人間動物園」は「人種」主義が孕むおぞましさの極致というべきものだが、重要なことは、それが行われたのが19世紀から20世紀にかけて、つまり「植民地共和国」が喧伝された時代だったことである。

²⁵ Françoise Vergès, *Abolir l'esclavage. Une utopie coloniale, les ambiguïtés d'une politique humanitaire*, Paris: Albin Michel, 2001; Alice L. Conklin, "Colonialism and Human Rights. A Contradiction in Terms? The Case of France and West Africa, 1895-1914", *American Historical Review*, April, 1998などを参照。

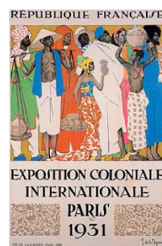
²⁶ Nicolas Bancel/Pascal Blanchard/Sandrine Lemaire, "Ces zoos humains de la République coloniale", *Le Monde diplomatique*, août 2000; Blanchard, "Le zoo humain, une longue tradition française", *Libération*, N°1228, novembre-décembre, 2000.



1892年「ソマリア館」
のポスター



「人間動物園」内の1例



1931年「国際植民地
博覧会」のポスター

「植民地共和国」とは、簡潔に言えば次のようなことである。—— 植民地帝国を築いて他者を支配し従属させることは、一見するところ、フランス革命以来の伝統として継承されてきた「自由・平等・友愛」の理念と矛盾するようだが、フランス人はこれを矛盾とは考えない。なぜなら、これも革命以来の伝統として継承されてきた共和主義の理念が、自由や平等といった「普遍的」な価値を称揚し、法の前に平等な個人を社会の編成原理として捉える「普遍主義」に立脚するものと理解されてきたからである。植民地主義は、「普遍的」な価値を世界に広めるという「文明化の使命」を担うものなのだから、共和主義の理念に抵触しないどころか、これを実現するものだということである²⁷。

「人種」主義の系譜を、長いヨーロッパ近代の思想のなかで詳細に辿る暇はないので、ここでは、アンソニー・パグデン『ヨーロッパと新世界の出会い』（1993年）の指摘に言及するにとどめる。この本は大航海時代以降の対外膨張の過程で形成されたヨーロッパ人の自己理解と他者認識の在りようを追跡したものだが、そのなかで示唆的な一文を書いている。

自然は、神が人間に、そして人間が利用するために授けたものなのだから、自然を変えることは人間が人間であることの決定的な要素であ

²⁷ Nicolas Bancel/Pascal Blanchard/Françoise Vergès, *La république coloniale*, Paris: Albin Miche S. A., 2003. 平野千果子／菊池恵介訳『植民地共和国フランス』（岩波書店、2011年）

るという信念を持っている点で、ヨーロッパの人間は特異な存在である。ヨーロッパの人間に限らず、人は誰でも、自己と他者とを区別するものである。だが、ヨーロッパの人間に特徴的なのは、差異というものに直感的に反応するだけでなく、世界がどのように組み立てられているかを構造的に捉えようとする点にある²⁸。

「人文主義」(Humanism)は、神中心の世界観や教会の権威からの人間の解放と尊厳を主張したが、世界の構成者のなかから人間を突出させて頂点に君臨させることに繋がった。「人文主義」の延長上にある「啓蒙運動」(Enlightenment)は制度や慣習のなかにある「非合理」や「蒙昧」に対する批判精神だったが、自然的・社会的・歴史的・文化的などのさまざまな差異を、「多様性」としてではなく、優劣や上下の関係に序列・階層化して捉え、その結果、「自然を利用し改変するのは人間が人間であることの証しである」との信念による自然の支配、「文明には非文明を文明化する使命がある」と標榜しての植民地支配、女性の男性への従属などを積極的に肯定する陥穽に嵌まった。さすれば、バグデンの指摘は至言というべきであろう。

5. 何年を記念するのか？

繰り返すが、フランスの議会が黒人奴隷制の廃止を宣言したのは次の2度である。

- ① 1794年2月4日 ― フランス革命の国民公会による第一次廃止宣言
- ② 1848年4月27日 ― 第二共和政による第二次廃止宣言

先述のように、第一次廃止宣言から2週間後の2月18日にパリをはじ

²⁸ Anthony Pagden, *European Encounters with the New World: From Renaissance to Romanticism*, New Haven: Yale University Press, 1993, p. 6. 筆者は北海学園大学英米文化学科に在任中、この本を講読のテキストに用いたことがある。

めオクセール、ベルネイ、ボルドーなど数都市で記念式典が行われ、以後、約2ヵ月間にフランス全国で20ヵ所に上った。しかし、翌1795年以降は「テルミドール反動」のもとで奴隷制支持勢力による巻き返しが起こり、さらに1802年にはナポレオンによって奴隷制が復活された。そのため、国民公会による廃止宣言を記念することはなかった。

フランスが第一次廃止宣言を公式に記念しないのは現在も変わらない。第一次廃止宣言から200年目にあたる1994年2月4日を中心にさむ3日間、「ヨーロッパ植民地主義研究会」が主催しユネスコが後援する国際シンポジウムがパリ第八大学を会場に開催された。シンポジウムの様子は翌1995年に刊行された『奴隷制の諸廃止』に収録された。マルセル・ドリニーは収録の序文で、「公的な追放^{オストラキスム}にもかかわらず、黙過してはならない価値ある記念日である」として、次のように書いている。

過度に論戦的になるつもりはないのだが、1994年に記念すべき日付として共和暦2年ブリュヴィオズ16日を書き込むのを文化省が拒否したことに注意を喚起しておきたい。驚きなのは、フランス革命の10年間に起こった出来事はすべて1989年に一括して記念済みだ、とする言い訳である。こう言いながら、同じ1994年にはルーヴル美術館や理工科学校や国立工芸学校や高等師範学校の創設を記念しているのである²⁹。

国立工芸学校等の創設200周年は記念するが黒人奴隷制廃止宣言200周年は記念しないという選択は「保革同居」体制を背景とした当時のバラデュール内閣の政治的な思惑に発したものだ。どういうことか。端的に言えば、黒人奴隷制廃止決議は山岳派とりわけロベスピエール派による「独裁」時代の出来事であり、他方、国立工芸学校等は「テルミドール9日

²⁹ Marcel Dorigny, *Les abolitions de l'esclavage, de L. F. Sonthonax à V. Schœlcher, 1793, 1794, 1848* (actes du colloque international tenu à l'Université de Paris VIII, 3-5 février 1994), Saint-Denis: Presses Universitaires de Vincennes; Paris: UNESCO, 1995, p. 7.

のクーデタ」によってロベスピエール派が失墜した後の事蹟だったことにある。ときあたかもフランスのメディアはロベスピエール派を狂信的なイデオログ、テロリストとみなすキャンペーンを展開していたから、この党派につながる黒人奴隷制廃止宣言を記念することは憚られたのであった。

第一次廃止宣言を特段に重視しないのは、革命史研究のレベルでも指摘できる。「フランス革命 200 周年」を機に刊行されたフランソワ・フュレとモナ・オズーフの共編による『フランス革命事典』（初版 1988 年，第二版 1992 年）の「サン＝ドマングの革命」の項目（この項目は第二版で追加された。執筆者はミラノ大学のマッシミリアーノ・サントロ）は、「サン＝ドマングの奴隷の大反乱は、革命史のうちでもっとも人をとまどわせ、またもっとも知られることの少ない事件の一つである」という書き出しで始まって、その概略を述べたあと、項目の最末尾で、フランスの革命史家たちが奴隷制廃止の問題を無視してきた理由を次のように説明している。

人権宣言はすべての問題を一挙に解決した。人権宣言はムラートの法的平等と奴隷制の廃止のすべての前提を含んでいたからである。それにつづく事柄は、原則の宣言と日々の政策との混合物という特徴を次第に強く持つようになった偶発的で戦術的な論争に属している。おそらくこのことによって、いわゆる奴隷制廃止の問題がミシュレからトクヴィルにいたるまで、オラルからジョルジュ・ルフェーヴルにいたるまで、どんな陣営に属する革命史家にもほとんど無視されてきた理由が説明できるだろう³⁰。

つまり、黒人奴隷制廃止宣言は『人権宣言』からの必然的な帰結だった、『人権宣言』がすべてであって、その後起こったことはエピローグに過ぎ

³⁰ François Furet/Mona Ozouf, *Dictionnaire Critique de la Révolution française, Evénements*, Paris: Editions Flammarion, 1988, 2^e éd., 1992, p. 274. 河野健二／阪上孝／富永茂樹監訳『フランス革命事典Ⅱ』（みすず書房，1995 年）128 頁。

ない，というのである。黒人奴隷制廃止宣言は『人権宣言』の存在なくしてはありえなかったろうが，けっして『人権宣言』からの論理必然的な帰結として自動的になされたのではないことは前述のとおりである。『フランス革命事典』の叙述は「不勉強」の故の事実誤認である³¹。

しかるに 1997 年になって，フランス上院が翌 1998 年に 1848 年の廃止宣言 150 周年を記念する行事を行うと発表した。記念切手が発行され，リュクサンブール庭園にはモニュメントが設置された。そして，前に取り上げた図 6 の複製が大量に流布された。奴隷解放はフランス共和国の恩寵なのだということが表現された絵が，である。



記念切手



リュクサンブール庭園
内のモニュメント



図 6

著名な米国史家エリック・フォナーは論文「冷酷な境遇——奴隷制，解放，人権」（2011 年）でこう書いている。

皮肉なことだが，「西洋」が普遍的人権の思想を近代文明への特筆すべき貢献の一つとして自賛することができるとすれば，その功績は，アフリカ生まれの奴隷たちがハイチで起こした反乱に与るところ絶大なのである³²。

この言葉にフランス人はどう反応するだろうか。フランスが第二次廃止宣言は記念するが第一次廃止宣言は記念しないのは，第一次廃止宣言が自

³¹ 執筆者のマッシミリアーノ・サントロは『事典』刊行時も約 20 年後の現在もフランス革命研究でもハイチ革命研究でもまったく無名である。そのような人物を編集者が登用したのは不可思議というほかない。

³² Eric Foner, “Inhuman Bondage: on Slavery, Emancipation and Human Right”, *Culture*, August 10, 2011.

らのイニシアティヴによってではなく、黒人奴隷たちの解放運動に突き動かされた受け身の措置だったためではないか、というのが筆者の観測である。「自由と民主主義の祖国」をもって自負し、プライドの高いフランス人ならありそうなことだと考えるからである。

さて現在は、1848年から起算しての周年記念よりも5月10日に記念行事を行うことにシフトしている。それは次のような経緯からである。

発端は2001年5月10日まで遡る。この日、フランスの上下両院は、南米ギアナ選出の議員クリスチアーヌ・マリー・トビラの発議を受けて、黒人奴隷貿易と黒人奴隷制度を「人道に対する罪」(crime contre l'humanité)と認めるとする法案を可決した(以後「トビラ法」と呼ばれる)。この決議を受けて、奴隷制度廃止の国民的記念日の制定と「奴隷制度の記憶」を継承するためのプログラムの作成が計画された。そして、作家マリーズ・コンデを長とする「奴隷制度の記憶のための委員会」は2005年4月12日に「奴隷貿易、奴隷制度およびその廃止の記憶」と題した報告書を提出し、奴隷制度廃止の記念日についてはフランス議会が奴隷貿易と奴隷制度を「人道に対する罪」と認める決議をした5月10日を選定し、また、「奴隷制度の記憶」を学校教育や研究、文化の場で広め継承するための具体的な提言をまとめた。翌2006年1月30日にシラク大統領は5月10日を「奴隷制度廃止の記念日」「奴隷制度による犠牲者を追悼する日」とすると公式に発表し、「奴隷制度はヨーロッパ人によって犯された嫌悪すべき事象」であり、「国家の偉大さは光だけでなく陰も含めたすべての歴史を認めることにある」と述べた。以来、毎年5月10日に記念行事を行うのが恒例となったのである。



記念行事ポスター



記念モニュメント



クリスチアーヌ・マリーズ・コンデ
マリー・トビラ



ところで、「奴隷制度の記憶」や「奴隷制度廃止の記念日」の制定に尽力したクリスチアーヌ・マリー・トビラとマリーズ・コンデには女性であることのほかにも共通点がある。トビラの出生地南米ギアナとコンデの出生地グアドループはいずれも元フランス領の奴隷制植民地で、1946年にフランスの海外県に「昇格」したが未独立である。そして二人ともアフリカ系の出自である。自らの出生と生まれ育った土地の歴史が二人の思想と行動の根底にあるのであろう。

6. ハイチ人が記念するのは

一方、ハイチ人が黒人奴隷制の廃止年として記念するのは1794年でも1848年でもない。「無い」ことの証明は不可能だが、ハイチ人がフランスによる第一次廃止宣言や第二次廃止宣言を描いた図版を披見していない。ハイチ人が記念するのはフランス政府代表委員のボルヴレルとソントナクスがサン＝ドマングで奴隷解放を宣言した1793年である。それを絵画で表現しているのは下に挙げた現代ハイチの画家エディ・ジャックの『ソントナクスが解放された奴隷たちに武器を渡す』（1991年）である。



左手の壇上で奴隷解放を宣言するフランス人の背後に立つ大木は「自由の木」を、また右手に見える家の上部の切妻屋根と下部の寄棟屋根が作る三角形は「平等」を表すトライアングルを連想させるが、先に見た図4『1794年の奴隷制廃止のアレゴリー』や『奴隷制廃止を記念する図を描いた煙草入れ』とはまったく対照的である。武器を受け取る奴隷たちは、ただ一人が跪いている他はすべて直立の姿勢で、拳を突き上げて全身で解放の喜びを表している。印象的なのは、画面中央背後にひときわ大きく薄い灰色で描かれる人物像である。右手で松明を掲げ左手で千切られた鎖を垂らしながら短剣を握った亡霊のように見えるこの人物は1791年の一斉蜂起に立ち上がった奴隷たちをはじめ解放を目指してさまざまな抵抗を繰り返してきた数多の黒人たちを象徴しているのであろう。

現代のハイチ人が一層重視するのは1791年、フランス政府代表委員による奴隷解放宣言と独立に帰結することになるハイチ革命の発端となった1791年8月14日の「カイマン森の儀式」である。

詳細は本誌前号に掲載した拙論「『カイマン森の儀式』の表象」に譲るが、「カイマン森の儀式」とは、1791年8月14日に、ヴードゥーの神官であるブクマンの主宰のもと、サン＝ドマング北部のカイマン森に参集したプランテーションを代表する200人の黒人奴隷たちが、女性神官が生贄に殺した黒豚の血を呑みかわすなどのヴードゥーのセレモニーを行い、同時に一斉蜂起の誓約がなされたものである。

「カイマン森の儀式」で一斉蜂起を誓い合った黒人奴隷は8月22日以降、次から次へとプランテーションから脱出した。プランテーションからの脱出とは即ち奴隷支配からの離脱にほかない。事実上、奴隷制は無に帰したのである。

ハイチ人が「カイマン森の儀式」を描いた絵画は多数ある。ここでは代表作として次頁にアンドレ・ノルミルの作品(1990年)とユルリック・ジャン＝ピエールの作品(2015年)を挙げる。



ここでも「無い」ことの証明はできないが、披見の限りではフランス人が描いた「カイマン森の儀式」はない。一方、先に示したような奴隷蜂起の「身の毛もよだつ」情景を描いた絵画・図版は枚挙に暇がない。

ハイチ人にとって奴隷解放は与えられたものではけっしてない、300年の長きにわたる苦難の末についに自ら闘い取ったものにほかならない。こうしたコントラストは、たんに描き手の違いの故と片付けることはできない。歴史の理解の根幹に関わる問題を内包している。

おわりに

これまでに筆者は絵画などの図像を素材にした論考を3編発表した。

- ① 「ブラック・ディアスポラとハイチ・アート」（『北海学園大学 学園論集』132号，2007年6月）

—— 筆者が分担翻訳したロナルド・シーガル『ブラック・ディアスポラ』（1995年）³³のうち、ハイチ・アートを主題にした「第33章 無垢の眼 The Innocent Eye」は40点（そのうち約半数がハイチ）ほどの絵画や彫刻が写真などで示されることなく文章のみの論述となってい

³³ Ronald Segal, *The Black Diaspora. Five Centuries of the Black Experience Outside Africa*, New York: Farrar, Straus and Giroux, 1995. 富田虎男監訳『ブラック・ディアスポラ』（明石書店，1999年）

た。そのため、セルデン・ロドマン『アートが喜びである処』(1988年)³⁴などから得られる絵画類を収録し、同時に、ハイチ・アートの重要なジャンルである「歴史画」について考察を試みた。

- ② 「ジロデ＝トリオゾンの作品における身体表象——レイシズム、ネイション、ジェンダー」(『学園論集』155号、2013年3月)

——18世紀末から19世紀初頭のフランスを代表する画家アンヌ＝ルイ・ジロデ＝トリオゾン (Anne-Louis Girodet-Trioson, 1767～1824年) の『ジャン＝バチスト・ベレイの肖像』(1797年), 『エンデュミオンの眠り』(1791年), 『洪水の情景』(1806年) を取り上げて、西洋絵画で描かれる黒人像、両性具有の男性裸体像の意味、性別役割分担の視覚化などの視点で読み解くことを試みた。

- ③ 「『カイマン森の儀式』の表象——ハイチ人の歴史意識」(『人文論集』65号、2018年8月)

——ハイチ人が建国の発端となった出来事と考えている、通常1791年8月14日に行われたとされる「カイマン森の儀式」の情景を描いた絵画を取り上げ、「表象」と「事実」の関係を分析することをおしてハイチ人の歴史意識の特色を検討した。

そして、これに次ぐのが本稿だが、それらの拙論は以下に挙げる著書に触発されたものである。

- ・森洋子『ブリューゲルの「子供の遊戯」——遊びの図像学』(未来社, 1989年)
- ・若桑みどり『象徴としての女性像——ジェンダー史から見た家父長制社会における女性表象』(筑摩書房, 2000年)
- ・鈴木杜幾子『フランス革命の身体表象——ジェンダーからみた200年の遺産』(東京大学出版会, 2011年)
- ・森田安一『木版画を読む——占星術・「死の舞踏」そして宗教改革』(山

³⁴ Selden Rodman, *Where Art Is Joy. Haitian Art: The First Forty Years*, New York: Ruggles De Latour, 1988.

川出版社, 2013 年)

・樺山紘一『ヨーロッパ近代文明の曙——描かれたオランダ黄金世紀』
(京都大学学術出版会, 2015 年)

いずれも博引傍証に裏付けられた浩瀚な書で蒙を啓かれるものだが、刺激的だったのは〈「図像」によって「歴史」を読み解く〉あるいは〈「歴史」によって「図像」を読み解く〉という手法であった。

「図像」と「歴史」との往還によって考察することはハイチ史研究にとって有用である。例えば、前掲のジェレミー・D・ポプキン『ハイチ革命小史』(2012 年)。この本は、2010 年 1 月 12 日(日本時間 13 日)にポルトープランスとその周辺を襲った大震災の後に、勤務校であるケンタッキー大学で新設した講座「近代世界のなかのハイチ」(Haiti in the Modern World)のための教科書として作成したものである。初学者向けに簡潔にして平明な叙述に徹しながら、随所にハイチ革命史を専門とする者にも刺激的な叙述が散見される秀逸の書である。

その「序文」でポプキンは次のように書いている。

ハイチ革命史の復元は困難を伴う挑戦である。アメリカ独立革命やフランス革命の参加者たちとは違って、ハイチ革命に加わった黒人たちの大部分は非識字者だった。そのために、1791 年から 1804 年に起こった出来事はフランスの公文書や白人植民者たちの手紙、米国で発行された新聞記事、ハイチ革命を生き延びた者たちの体験記など、多くは黒人の運動に敵対する者たちが遺した文書に拠らざるを得ない。だから基本的な事柄についても完全には答えられないのである³⁵。

文字史料の不足を補完すべくポプキンが活用したのが各種の図像である。A5 版で本文が 177 頁の小著だが、3 枚の地図とは別に、それぞれに 1 頁を割いた計 12 葉の絵画を掲載し詳しい解説を付しているのである。

本稿では、黒人奴隷制の廃止に関連して描かれた 7 葉の絵画を中心にその他の図版も取り上げ、フランス人の歴史認識を分析すると同時にハイチ

³⁵ Popkin, *op. cit.*, p. 8.

人の歴史認識との対比も試みた。図像は文字史料を補完するにとどまらず、ときには文字史料よりも雄弁である。

『人権宣言』は女性、子ども、黒人、外国人にも適用することを想定していない。『人権宣言』には、男と女との、大人と子どもとの、白人と非白人との、「文明」と「非文明」との間の差別を自明のものとする論理があったのである。フランス革命は植民地主義を否定しなかった。のみならず、革命は19世紀における植民地主義の起点となり、これを正当化するために『人権宣言』が援用されることとなる³⁶。

先に、『フランス革命事典』中の「サン＝ドマンクの革命」項目で、黒人奴隷制廃止決議は『人権宣言』からの必然的な帰結だった、『人権宣言』がすべてであって、その後に関かったことはエピローグに過ぎないと書かれていたのを紹介したが、その点について、筆者は次のように論評したことがある。本稿のむすびとしても繰り返したい。

[フランス人に求められることは] 自国の歴史には、かつてアフリカ人を奴隷貿易によって連行して彼らに黒人奴隷制を強制してきた「負の歴史」が存在することを直視することである。そして、その黒人奴隷制を廃止するにあたっては、フランス人がイニシアティヴを発揮したのではけっしてなく、ほかならぬ黒人奴隷による異議申し立てがあつて初めてなされたこと、本来「歴史性」を持っていた『人権宣言』に「普遍性」を付与したのは、そのような運動であつたことに気付くことであらう³⁷。

〈付記〉

本稿では約30枚の絵画・図版・写真を取り上げたが、最も多く描かれていたのはマリアンヌ像の計6枚である。台座上のマリアンヌが4枚（座像

³⁶ 簡潔には浜「ハイチから見た『人権宣言』」（『歴史学研究』938号、2015年11月）

³⁷ 浜『カリブからの問い』（2003年）126頁。

が図1と図4及び「最高存在の祭典」の3枚、胸像が図7の1枚）、台座から降りたマリアンヌが2枚（図5と『民衆を導く「自由」』）である。マリアンヌの表象には変遷があり差異がある。その点については稿を改めて検討する。

なお、掲載した絵画・図版・写真の主たる出典は以下のとおりである。

Archives Numériques de la Révolution Française.

Jean Métellus/Marcel Dorigny, *De l'esclavage aux abolitions, XVIII^e-XX^e siècles*, Paris: Editions Cercle d'Art, 1998.

Selden Rodman, *Where Art Is Joy. Haitian Art: The First Forty Years*, New York: Ruggles De Latour, 1988.

Gérard Thélier/Pierre Alibert, *Le grand livre de l'esclavage, des résistances et de l'abolition*, Paris: Orphie, 1998.

また前稿同様、ウェブ・サイトから多数の図像が得られた。

